指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

所　管　庁		事　業　者
集 団 指 導 ○一定の場所に対象事業者を召集・動画の配信等の講習会方式により指導 ○指導内容 ・当該年度における指導及び監査の実施方法等 ・運営指導における主な指導事項 ・指定等の基準及び介護給付等の算定方法 ・介護保険制度の改正等の内容　　等	実施通知 出　席	**集団指導　対象事業者** 原則として毎年度の４月１日現在指定を受けている全ての事業者。ただし、保険医療機関等において介護保険法第 71 条の規定により事業者の指定があったものとみなされた事業者（みなし事業者）については、その内容を関係団体等を通じて情報提供をすることをもって出席に代える。
		欠席した事業者に対しては個別に指導することあり
運 営 指 導 ○指定事業所又は法人事務所の所在地等において、対象事業者から事前又は当日に提出を受け、又は閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該事業所等の管理者等からヒアリングを行うことにより実施 ○指導内容 ①介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導 ②最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導（③に関するものを除く。） ③報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導 ※適切でない請求が行われている場合は是正するよう指導（必要に応じて過誤調整）	実施通知 指導実施 改善報告 再指導	**運営指導　対象事業者** 【一般指導】 全ての事業者の中から計画的に実施 【随時指導】 ・高齢者虐待との関連が疑われる指定居宅サービス事業者等で運営指導が必要と認められるもののうち、特に緊急性の高い事業者に適宜実施 ・その他事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要があり、運営指導が必要と認められるもののうち、特に緊急性の高い事業者に適宜実施 【合同指導】 ・都道府県又は他市町村と合同で運営指導を行うことが特に必要と認められる指定居宅サービス事業者等に適宜実施。
		指定取消し等の事由に該当する行為がなされたかあるいは疑われる場合、明らかに不正若しくは著しい不当等が疑われる場合又は度重なる指導を行っても改善が行われない場合は、監査を実施
監　　査 実施の根拠法令及び目的、実施日、実施時間、実施場所、監査担当者等をあらかじめ事業者に通知して実施。ただし、緊急を要するもの等については、当日通知して実施 ↓ ○指定基準違反等が認められた場合、期限を定めて基準を遵守すべきことを**勧告** ○正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、期限内にその勧告に係る措置をとるべきことを**命令** ※期限を経過し、なお相当期間を経た後も命令に違反する等、命令にかかる措置が改善されない場合は、指定取消し等の処分対象	実施通知 監査実施 改善勧告 改善命令 改善報告	**監査　対象事業所** 次のいずれかに該当する行為がなされたかあるいは疑われる事業者 ・利用者に対する虐待がある ・指定基準に重大な違反がある ・サービスの内容に不正又は著しい不当がある ・介護報酬の請求に不正又は著しい不当がある ・不正の手段により事業者指定を受けた
監査の結果、介護保険法第 77 条各号等に規定する、指定の取消し等ができる事実が確認された場合は、聴聞又は弁明の機会の付与を経て行政処分	行政処分	【行政上の措置】 指定の取消し又は 指定の全部若しくは一部の効力の停止 【経済上の措置】 不正受給した介護報酬の返還及び加算金の徴収(40/100)